

ダウンロード

○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年12月20日条例第46号）

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

平成11年12月20日
条例第46号

改正	平成12年 9 月25日 条例第24号	平成13年 3 月26日 条例第12号
	平成14年 3 月25日 条例第15号	平成15年 3 月24日 条例第 3 号
	平成16年 3 月29日 条例第 2 号	平成16年 7 月 8 日 条例第31号
	平成16年12月27日 条例第44号	平成16年12月27日 条例第46号
	平成17年 7 月19日 条例第49号	平成18年 3 月30日 条例第16号
	平成18年12月28日 条例第57号	平成19年 3 月22日 条例第 9 号
	平成19年10月22日 条例第46号	平成20年 3 月24日 条例第 7 号
	平成20年10月14日 条例第34号	平成20年10月14日 条例第37号
	平成21年 3 月23日 条例第 6 号	平成21年 3 月23日 条例第16号
	平成21年10月15日 条例第41号	平成22年 3 月18日 条例第10号
	平成22年 3 月18日 条例第11号	平成22年 3 月18日 条例第12号
	平成23年 3 月17日 条例第 6 号	平成23年 7 月14日 条例第26号
	平成24年 3 月22日 条例第12号	平成24年12月13日 条例第76号
	平成25年 3 月25日 条例第 8 号	平成25年 7 月11日 条例第34号
	平成26年 3 月20日 条例第14号	平成26年 3 月20日 条例第19号
	平成26年10月23日 条例第40号	平成26年12月18日 条例第44号
	平成27年 3 月19日 条例第13号	平成27年12月17日 条例第44号
	平成27年12月17日 条例第48号	平成27年12月17日 条例第50号
	平成28年 3 月22日 条例第 1 号	平成28年 7 月 7 日 条例第34号
	平成29年 3 月23日 条例第 2 号	平成29年 3 月23日 条例第26号
	平成30年 3 月22日 条例第15号	平成30年 3 月22日 条例第21号
	平成30年 3 月22日 条例第26号	平成30年12月25日 条例第41号
	平成31年 3 月18日 条例第 7 号	令和 2 年 3 月19日 条例第 9 号
	令和 2 年 3 月19日 条例第15号	令和 2 年 3 月19日 条例第16号
	令和 2 年 7 月13日 条例第28号	令和 2 年12月21日 条例第41号
	令和 3 年 3 月25日 条例第11号	令和 3 年 3 月25日 条例第13号
	令和 3 年 7 月12日 条例第25号	令和 3 年10月18日 条例第31号
	令和 4 年 3 月24日 条例第 5 号	令和 4 年 3 月24日 条例第15号
	令和 4 年 3 月24日 条例第17号	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び第291条の2第2項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することとする。ことに必要事項を定めるものとする。

（市町村又は広域連合が処理する事務の範囲等）

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村若しくは広域連合の長のした処分その他の行為又は当該市町村若しくは広域連合の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

3 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。
第7条を削る。

（屋外広告物条例の一部改正）

4 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。
第23条を次のように改める。

第23条 削除

別表を削る。

附 則（平成12年9月25日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年11月1日から施行する。ただし、別表の14の項の改正規定及び次項の規定は、平成12年12月1日から施行する。

（危険動物の飼養及び保管に関する条例の一部改正）

2 危険動物の飼養及び保管に関する条例（昭和60年長野県条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成13年3月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の28の項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第15号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の32の項の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

附 則（平成16年3月29日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表の41の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月8日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月19日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、別表の27の項の改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（平成18年6月1日前に市町村が処理する事務の範囲等）

2 平成18年6月1日前における動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可は、長野市が処理することとする。

附 則（平成18年12月28日条例第57号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月22日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の41の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第34号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第37号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表の19の項及び28の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第16号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年10月15日条例第41号）

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第10号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月14日条例第26号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月13日条例第76号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月11日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律に基づく事務のうち長野市が処理するものの範囲等）

- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）の規定に基づく事務のうち次に掲げるものは、長野市が処理することとする。
- (1) 附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業の届出の受理
 - (2) 附則第8条第1項の規定による第2種動物取扱業の届出の受理
- 附 則（平成26年3月20日条例第14号）
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年3月20日条例第19号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、平成26年4月1日から施行する。
- （知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前項の規定の施行の際現に存する風致地区について附則第2項の条例の制定及び施行をしていない市町村に対する知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定の適用については、この条例の施行の日（その日前に当該制定及び施行をした市町村にあっては、当該施行の日）までの間は、なお従前の例による。
- 附 則（平成26年10月23日条例第40号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条の規定及び第4条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の19の項の改正規定（「第10条」を「第10条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成26年12月18日条例第44号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項（同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成27年3月19日条例第13号）
この条例中、別表の19の項の改正規定は平成27年4月1日から、同表の32の項の改正規定は同年5月29日から施行する。
- 附 則（平成27年12月17日条例第44号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- （知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する払込みについては、前項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成27年12月17日条例第48号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項（同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月17日条例第50号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに次項並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日条例第34号）

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第2号）

この条例中、別表の1の項の改正規定は平成29年4月1日から、同表の8の項の次に次のように加える改正規定は同年5月30日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

（既存病床数の算定）

- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（平成30年3月22日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前に長野市が処理する事務の範囲等）

- 2 この条例の施行の日における住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）附則第2条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理は、長野市が処理することとする。

附 則（平成30年3月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例中、別表の4の項の改正規定は平成31年4月1日から、同表の1の3の項の改正規定及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表の1の3の項の改正規定の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、当該改正規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月19日条例第9号)

この条例中、別表の1の3の項の改正規定は公布の日から、同表の24の項の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(令和2年6月1日前に市町村が処理する事務の範囲等)
- 2 令和2年6月1日における動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第152号)第3条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第26条第1項の規定による改正法第1条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物が交雑したことにより生じた動物の飼養又は保管の許可は、長野市が処理することとする。

附 則(令和2年3月19日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月13日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては松本市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、松本市長のした処分その他の行為又は松本市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に第3条の規定による改正後の長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関

する条例第2条第2項各号に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により長野県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により長野県教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては松本市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、松本市教育委員会のした処分その他の行為又は松本市教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日条例第11号）

この条例中、別表の13の項の改正規定は令和3年4月1日から、同表の11の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年7月12日条例第25号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年10月18日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第23条」を「第23条の2」に改める部分に限る。）、第20条第2項及び第4項の改正規定、第21条第2項の改正規定（「大規模な」を削る部分に限る。）、同条第4項及び第22条第4項の改正規定、第7章中第23条の次に1条を加える改正規定、第29条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（別表）（第2条関係）

左欄	右欄
<p>1 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出の受理</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨の通知</p> <p>(4) 第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p>	<p>軽井沢町、御代田町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、松川町、高森町、松川村及び白馬村</p>
<p>1の2 削除</p>	
<p>1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（右欄に掲げる市町に住所を有する者に係るもの（急を要する場合その他の規則で定</p>	<p>飯田市、小諸市、千曲市及び軽井沢町</p>

<p>める場合を除く。)に限る。)</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による身分上の事実の確認</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による身分上の事実の認定</p> <p>(4) 法第3条第3項(法第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請者の確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>(5) 法第8条第1項(法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付</p> <p>(6) 法第8条第2項の規定による一般旅券の交付</p> <p>(7) 法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理</p> <p>(8) 法第10条第1項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(9) 法第11条の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(10) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p> <p>(11) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(12) 法第17条第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(13) 法第17条第3項の規定による届出者の確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>(14) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(15) 法第19条第6項の規定による一般旅券の消印及び還付</p> <p>(16) 長野県収入証紙条例第5条の規定による消印((5)の交付(法第10条第4項において準用する法第8条第1項の規定によるものを除く。)に係るものに限る。)</p>	
<p>2 民生委員法(昭和23年法律第198号)第26条の規定による民生委員及び民生委員協議会に関する費用の交付</p>	市町村
<p>3 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条第1項の規定による補装具の支給又は修理</p> <p>(2) 第21条第4項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定</p> <p>(3) 第24条第1項の規定による報告の徴収((1)及び(2)の支給等に係るものに限る。(4)において同じ。)</p> <p>(4) 第24条第2項の規定による医師の診断を受ける旨の命令</p>	市
<p>4 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理</p> <p>(2) 法第6条の3第2項の規定による変更の報告の受理</p> <p>(3) 法第6条の3第4項の規定による情報提供の要求</p> <p>(4) 法第6条の3第6項の規定による報告命令及び報告内容の是正命令</p>	長野市及び松本市

- (5) 法第7条第2項の規定による許可（病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。）
- (6) 法第7条第3項の規定による許可（病床の設置並びに病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。）
- (7) 法第8条の2第2項の規定による休止又は再開の届出の受理
- (8) 法第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出の受理
- (9) 法第12条第1項ただし書の規定による他の者を管理者とする許可
- (10) 法第12条第2項の規定による管理者兼任の許可
- (11) 法第15条第3項の規定によるエックス線装置等の届出の受理
- (12) 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可
- (13) 法第27条の規定による使用前の検査及び許可証の交付
- (14) 法第44条第3項の規定による財団たる医療法人の名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法の決定（社会医療法人及び2以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人に係るものを除く。（15）から（29）まで及び（34）から（37）までにおいて同じ。）
- (15) 法第46条の5第1項ただし書の規定による理事数の減員の認可
- (16) 法第46条の5第6項ただし書の規定による理事構成の特例の認可
- (17) 法第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
- (18) 法第46条の6第1項ただし書の規定による理事長選出の特例の認可
- (19) 法第46条の8第1項第4号の規定による報告の受理
- (20) 法第52条第1項の規定による書類の届出の受理
- (21) 法第52条第2項の規定による書類の閲覧
- (22) 法第54条の9第3項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可
- (23) 法第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理
- (24) 法第55条第8項の規定による解散の届出の受理
- (25) 法第56条の6の規定による清算人の届出の受理
- (26) 法第56条の11の規定による清算終了の届出の受理
- (27) 法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (28) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の法第56条第2項の規定による残余財産の処分の認可
- (29) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の法第56条第3項の規定による残余財産の帰属の認可
- (30) 政令第4条第1項の規定による開設者の住所等の変更の

<p>届出の受理（病室の病床数の減少に係るものを除く。）</p> <p>(31) 政令第4条第2項の規定による変更の届出の受理（一般病床に係る病室の病床数の変更に係るものに限る。）</p> <p>(32) 政令第4条の2第1項の規定による開設の届出の受理</p> <p>(33) 政令第4条の2第2項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(34) 政令第5条の11第1項の規定による医療法人台帳の備付け及び記載</p> <p>(35) 政令第5条の11第2項の規定による医療法人台帳の記載事項の通知</p> <p>(36) 政令第5条の12の規定による登記事項及び登記年月日の届出の受理</p> <p>(37) 政令第5条の13の規定による役員変更の届出の受理</p> <p>(38) 医療法施行規則第9条の15の2の規定による診療の体制の確保の認定</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	
<p>5 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第28条第2項の規定による照射録の提出命令又は検査</p>	<p>長野市及び松本市</p>
<p>6 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなお効力を有するとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第27条第2項の規定による照射録の提出命令又は検査</p>	<p>長野市及び松本市</p>
<p>7 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下この項において「法」という。）及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下この項において「政令」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の3第1項の規定による業務の停止又は禁止の命令</p> <p>(2) 政令第13条の規定による処分年月日等の通知</p>	<p>長野市及び松本市</p>
<p>8 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条の規定による健康診断（期日及び場所を指定して行う一般検査に限る。）の実施</p> <p>(2) 第8条の規定による健康診断に関する記録の作成及び保存（作成については、(1)の健康診断に係るものに限る。）</p> <p>(3) 第9条の規定による健康診断に基づく指導</p> <p>(4) 第37条の規定による相談事業の実施</p>	<p>長野市及び松本市</p>
<p>8の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第54条第1項本文の規定による支給認定に係る審査（所得の状況に係るものに限る。(2)において同じ。)</p> <p>(2) 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に係る審査</p>	<p>市町村</p>
<p>9 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基</p>	<p>町村</p>

<p>づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 第10条第2項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の施設等の変更又は廃止の許可 (3) 第18条第1項の規定による立入検査又は報告の徴収 (4) 第19条の規定による施設の整備改善命令等 	
<p>10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第12条の5第1項の規定による立入検査等 (2) (1)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告 	長野市及び松本市
<p>10の2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理 (2) 第3条第4項の規定による変更の届出の受理 (3) 第3条第6項の規定による廃業等の届出の受理 (4) 第8条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求 (5) 第14条の規定による報告の受理 (6) 第15条の規定による業務改善命令 (7) 第16条第1項の規定による業務停止命令 (8) 第16条第2項の規定による住宅宿泊事業の廃止の命令 (9) 第16条第3項の規定による業務停止命令等の通知 (10) 第17条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (11) 第20条第2項の規定による情報の提供 (12) 第24条第2項の規定による登録の通知の受理 (13) 第26条第3項の規定による登録の通知の受理 (14) 第41条第1項の規定による業務改善命令の通知の受理 (15) 第41条第2項の規定による業務改善命令及び通知 (16) 第42条第2項の規定による登録の取消し等の要請 (17) 第42条第3項の規定による命令の通知の受理 (18) 第45条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査 	長野市及び松本市
<p>11 削除</p>	
<p>12 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の処理の許可 (2) 第3条第1項（第8条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可 (3) 第3条第2項（第8条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の構造設備の変更の届出の受理 (4) 第4条ただし書（第8条において準用する場合を含む。）の規定による通知 (5) 第6条第1項（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査 (6) 第6条の2（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による構造設備の改善命令又は措置命令 (7) 第7条（第8条及び第9条第5項において準用する場合を 	市町村

<p>含む。)の規定による許可の取消し等 (8) 第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可 (9) 第9条第4項の規定による動物の種類等の届出の受理</p>	
<p>13 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 法第10条第2項の規定による申請書の受理（法第13条第2項において準用する場合を含む。（2）から（5）までにおいて同じ。）</p> <p>(2) 法第11条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録（法第14条第4項において準用する場合を含む。（3）から（5）までにおいて同じ。）</p> <p>(3) 法第11条第2項の規定による登録の通知</p> <p>(4) 法第12条第1項の規定による登録の拒否</p> <p>(5) 法第12条第2項の規定による登録の拒否の通知</p> <p>(6) 法第13条第1項の規定による登録の更新</p> <p>(7) 法第14条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(8) 法第14条第2項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(9) 法第14条第3項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(10) 法第15条の規定による第1種動物取扱業者登録簿の閲覧</p> <p>(11) 法第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。（18）及び（20）から（22）までにおいて同じ。）</p> <p>(12) 法第17条の規定による登録の抹消</p> <p>(13) 法第19条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止の命令</p> <p>(14) 法第21条の5第2項の規定による動物の個体等に関する届出の受理</p> <p>(15) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催</p> <p>(16) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託</p> <p>(17) 法第22条の6の規定による検案書等の提出の命令</p> <p>(18) 法第23条第1項の規定による改善の勧告</p> <p>(19) 法第23条第2項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(20) 法第23条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>(21) 法第23条第4項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(22) 法第24条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>(23) 法第24条の2第1項の規定による勧告</p> <p>(24) 法第24条の2第2項の規定による命令</p> <p>(25) 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>(26) 法第24条の2の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理</p> <p>(27) 法第24条の3第1項本文の規定による変更の届出の受理</p> <p>(28) 法第24条の3第2項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(29) 法第25条第1項の規定による指導又は助言</p>	<p>市町村（長野市及び松本市以外の市町村にあっては、(42)及び(43)に掲げる事務に限る。）</p>

- (30) 法第25条第2項の規定による必要な措置の勧告
- (31) 法第25条第3項の規定による必要な措置の命令
- (32) 法第25条第4項の規定による必要な措置の命令又は勧告
- (33) 法第25条第5項の規定による報告の徴収又は立入検査
- (34) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- (35) 法第26条第2項の規定による申請書の受理
- (36) 法第27条第2項の規定による許可条件の設定（法第28条第2項において準用する場合を含む。）
- (37) 法第28条第1項の規定による変更の許可
- (38) 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理
- (39) 法第29条の規定による許可の取消し
- (40) 法第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令等
- (41) 法第33条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査
- (42) 法第36条第1項の規定による動物の死体を発見した者からの通報の受理
- (43) 法第36条第2項の規定による動物の死体の収容
- (44) 省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求
- (45) 省令第2条第5項の規定による登録証の交付（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）
- (46) 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付
- (47) 省令第2条第7項の規定による申請書の受理
- (48) 省令第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理
- (49) 省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理
- (50) 省令第5条第6項の規定による書類の提出の要求
- (51) 省令第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催の通知
- (52) 省令第10条第3項ただし書の規定による動物取扱責任者研修の指定等
- (53) 省令第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求
- (54) 省令第13条第11号の規定による通知の受理
- (55) 省令第14条の規定による有効期間の設定
- (56) 省令第15条第3項の規定による書類の提出の要求
- (57) 省令第15条第5項の規定による許可証の交付（省令第18条第5項において準用する場合を含む。（58）から（61）までにおいて同じ。）
- (58) 省令第15条第6項の規定による許可証の再交付
- (59) 省令第15条第7項の規定による申請書の受理
- (60) 省令第15条第8項の規定による許可証の亡失の届出の受理
- (61) 省令第15条第9項の規定による許可証の返納の受理
- (62) 省令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理
- (63) 省令第18条第1項の規定による申請書の受理
- (64) 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求
- (65) 省令第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理

14 動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号） 長野市及び松本市

<p>号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第9条第1項の規定による多頭飼養の届出の受理 (2) 第10条第1項の規定による変更の届出の受理 (3) 第10条第2項の規定による変更の届出の受理 (4) 第12条第1項の規定による野犬等を捕獲及び収容する者の指定並びに野犬等の捕獲及び収容 (5) 第13条の規定による治療その他必要な措置(野犬等に係るものに限る。) (6) 第14条第1項の規定による通知及び公告 (7) 第14条第3項の規定による野犬等の処分 (8) 第15条の規定による動物の譲渡(野犬等に係るものに限る。) (9) 第16条第1項の規定による野犬等の駆除 (10) 第16条第2項の規定による住民に対する周知 (11) 第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による発生した事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理 (12) 第18条第2項の規定による獣医師の指定 (13) 第20条の規定による飼い主に対する措置命令 (14) 第21条第1項の規定による立入検査等 	
15 削除	
16 削除	
17 削除	
<p>18 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第32条の規定による専用水道布設工事の確認 (2) 第33条第1項の規定による確認申請書の受理 (3) 第33条第3項の規定による申請書記載事項の変更の届出の受理 (4) 第33条第5項の規定による施設基準適合等の通知 (5) 第34条第1項において準用する第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理 (6) 第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出の受理 (7) 第36条第1項の規定による改善の指示 (8) 第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告 (9) 第37条の規定による給水停止命令(専用水道に係るものに限る。) (10) 第39条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査 	町村
<p>19 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第69条第2項の規定による医薬品の販売業者に対する立入検査等 (2) 第69条第3項の規定による立入検査等 (3) (1)及び(2)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告 	長野市及び松本市
<p>20 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年</p>	長野市及び松本市

<p>政令第261号。以下この項において「政令」という。)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第21条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による品名及び数量の届出の受理(特定毒物使用者に係るものに限る。)</p> <p>(2) 政令第11条第1号の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者の指定</p> <p>(3) 政令第13条第1号のロ又はチの規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の実地指導者の指定</p> <p>(4) 政令第28条第1号のロの規定による燐(りん)化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者の指定</p> <p>(5) 政令第30条第2号のイの規定による燻(くん)蒸作業の場所の指定</p>	
<p>21 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理及び立会い</p> <p>(2) 第50条の38第1項の規定による立入検査等</p> <p>(3) 第50条の38第2項の規定による報告の徴収又は実地検査</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	長野市及び松本市
<p>22 大麻取締法(昭和23年法律第124号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(2) (1)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	長野市及び松本市
<p>23 あへん法(昭和29年法律第71号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第44条第2項の規定による立入検査等</p> <p>(2) (1)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	長野市及び松本市
<p>24 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第22条の2の規定による覚醒剤の廃棄の届出の受理及び立会い</p> <p>(2) 第30条の13の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出の受理及び立会い</p> <p>(3) 第31条の規定による報告の徴収</p> <p>(4) 第32条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(5) 第32条第2項の規定による立入検査等</p> <p>(6) 第33条第1項第2号の規定による覚醒剤監視員の指定((1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	長野市及び松本市
<p>25 温泉法(昭和23年法律第125号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第10条後段(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による無許可行為に対する原状回復命令</p> <p>(2) 第14条の2第1項の規定による温泉採取の許可</p> <p>(3) 第14条の3第1項の規定による温泉採取の許可を受けた</p>	長野市及び松本市

<p>者の地位の承継の承認</p> <p>(4) 第14条の4第1項の規定による温泉採取の許可を受けた者の地位の承継の承認</p> <p>(5) 第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認</p> <p>(6) 第14条の6第2項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(7) 第14条の7第1項の規定による温泉採取のための施設等の変更の許可</p> <p>(8) 第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出の受理</p> <p>(9) 第14条の8第3項の規定による災害防止上必要な措置命令</p> <p>(10) 第14条の9第1項の規定による温泉採取の許可の取消し</p> <p>(11) 第14条の9第2項の規定による災害防止上必要な措置命令</p> <p>(12) 第14条の10の規定による災害防止上必要な措置命令及び温泉採取の停止命令</p> <p>(13) 第34条第1項の規定による報告の徴収(第3条第1項の許可を受けて温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に係るものを除く。)</p> <p>(14) 第35条第1項の規定による立入検査(第3条第1項の許可を受けて温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所に係るものを除く。)</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	
<p>25の2 長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第20条第2項の規定による建築物に係る環境への負荷の低減の検討に係る届出の受理</p> <p>(2) 第20条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理</p> <p>(3) 第20条第4項の規定による建築物に係る環境への負荷の低減の検討に係る届出等の内容の公表</p> <p>(4) 第21条第2項の規定による建築物への再生可能エネルギー設備の導入の検討に係る届出の受理</p> <p>(5) 第21条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理</p> <p>(6) 第21条第4項の規定による建築物への再生可能エネルギー設備の導入の検討に係る届出等の内容の公表</p> <p>(7) 第22条第2項の規定による建築物における有効利用可能エネルギーの活用の検討に係る届出の受理</p> <p>(8) 第22条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理</p> <p>(9) 第22条第4項の規定による建築物における有効利用可能エネルギーの活用の検討に係る届出等の内容の公表</p> <p>(10) 第28条第3項の規定による援助</p> <p>(11) 第29条第3項の規定による報告の徴収等</p> <p>(12) 第31条第3項の規定による届出を行うべき旨の勧告</p>	<p>長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市(岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市にあつては、(10)、(11)及び(13)に掲げる事務のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の政令で定める事務に係る建築物に係るものに限る。)</p>

<p>(13) 第32条の規定による報告をしなかった旨等の公表（(11)及び(12)に掲げる事務に係るものに限る。）</p>	
<p>26 良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 水質の汚濁に関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第18条の規定による特定施設の設置の届出の受理</p> <p>イ 第19条の規定による特定施設の使用の届出の受理</p> <p>ウ 第20条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>エ 第21条の規定による計画変更又は計画廃止の命令</p> <p>オ 第22条第2項の規定による実施制限期間の短縮</p> <p>カ 第23条の規定による氏名の変更等の届出の受理</p> <p>キ 第24条第3項の規定による承継の届出の受理</p> <p>ク 第26条第1項の規定による一時停止又は改善の命令</p> <p>ケ 第28条の規定による緊急時の必要な処置の命令</p> <p>コ 第55条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（アからケまでに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(2) 大気汚染に関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第29条の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理</p> <p>イ 第30条の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理</p> <p>ウ 第31条の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>エ 第32条の規定による計画変更又は計画廃止の命令</p> <p>オ 第35条の規定による一時停止又は改善の命令</p> <p>カ 第36条において準用する第22条第2項の規定による実施制限期間の短縮</p> <p>キ 第36条において準用する第23条の規定による氏名の変更等の届出の受理</p> <p>ク 第36条において準用する第24条第3項の規定による承継の届出の受理</p> <p>ケ 第37条の規定による粉じん発生施設の設置の届出の受理</p> <p>コ 第38条の規定による粉じん発生施設の使用の届出の受理</p> <p>サ 第39条の規定による粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>シ 第40条第2項の規定による一時停止又は基準適合の命令</p> <p>ス 第41条において準用する第23条の規定による氏名の変更等の届出の受理</p> <p>セ 第41条において準用する第24条第3項の規定による承継の届出の受理</p> <p>ソ 第55条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（アからセまでに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(3) 深夜営業騒音に関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第45条第1項の規定による改善勧告</p> <p>イ 第45条第2項の規定による改善命令</p> <p>ウ 第55条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（ア及びイに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(4) 騒音、振動、悪臭等に関する処置に係る事務のうち、次に</p>	<p>市町村（長野市及び松本市以外の市町村にあっては(3)に掲げる事務に限る。）</p>

<p>掲げるもの</p> <p>ア 第46条の規定による必要な処置の勧告</p> <p>イ 第55条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（アに掲げる事務に係るものに限る。）</p>	
<p>26の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第5条第3項の規定による第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由等</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定による対応化学物質分類名による届出の通知の受理</p> <p>(3) 法第7条第2項の規定による第一種指定化学物質の名称の通知の受理</p> <p>(4) 法第7条第3項の規定による第一種指定化学物質の名称の通知の受理</p> <p>(5) 法第7条第5項の規定による対応化学物質分類名による届出事項の説明の要求</p> <p>(6) 法第8条第2項の規定によるファイル記録事項の通知の受理</p> <p>(7) 法第8条第4項の規定によるファイル記録事項の集計結果の通知の受理</p> <p>(8) 法第8条第5項の規定による通知に係る事項の集計及びその結果の公表</p> <p>(9) 法第13条の規定による国が行う調査に関する資料の提供の要求及び意見の陳述</p> <p>(10) 省令第12条第1項の規定による電子情報処理組織の使用に係る届出の受理</p> <p>(11) 省令第12条第2項の規定による識別番号等の通知</p> <p>(12) 省令第12条第3項の規定による届出事項の変更等の届出の受理</p> <p>(13) 省令第12条第4項の規定による電子情報処理組織の使用の停止</p>	<p>長野市及び松本市</p>
<p>27 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による改善の勧告</p> <p>(3) 第5条第4項ただし書の規定による通知</p> <p>(4) 第10条の2第1項の規定による使用開始の報告書の受理</p> <p>(5) 第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理</p> <p>(6) 第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告書の受理</p> <p>(7) 第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理</p> <p>(8) 第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理</p> <p>(9) 第11条の3の規定による廃止の届出の受理</p>	<p>市町村</p>

<ul style="list-style-type: none"> (10) 第12条の5第4項の規定による設置計画の作成の協議及び同意 (11) 第53条第1項の規定による報告の徴収（(1)から(3)まで、(7)及び(8)に掲げる事務に係るものに限る。(12)において同じ。） (12) 第53条第2項の規定による立入検査又は質問 (13) (4)から(10)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告 	
<p>28 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域をその地区とする商工会の事務に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第23条第1項の規定による設立の認可 (2) 第24条（第44条第4項（第48条第5項において準用する場合を含む。）、第52条の2第5項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知 (3) 第42条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認 (4) 第44条第2項（第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可 (5) 第49条の規定による決算関係書類の受理 (6) 第50条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (7) 第51条第1項の規定による警告及び処分 (8) 第51条第2項の規定による警告及び認可の取消し (9) 第51条第3項の規定による地区の変更又は解散の勧告 (10) 第51条第4項の規定による認可の取消し (11) 第52条第2項の規定による解散の届出の受理 (12) 第52条の2第2項の規定による合併の認可 (13) 第53条の規定による清算人の選任 (14) 第54条第1項の規定による総会の議決を経た財産処分の認可 (15) 第54条第2項の規定による総会の議決を経ない財産処分の認可 (16) 第54条の3の規定による清算終了の届出の受理 	市町村
<p>29 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第17条第1項の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可 (2) 法第17条第3項の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の取消し (3) 法第17条第4項の規定による許可証の交付 (4) 法第17条第6項の規定による有効期間の認定 (5) 法第17条第7項の規定による許可証の書換え (6) 法第17条第8項の規定による許可証の再交付 (7) 法第25条第1項の規定による火薬類の消費の許可 (8) 法第25条第3項の規定による火薬類の消費の許可の取消し (9) 法第27条第1項の規定による廃棄の許可 (10) 法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき 	市（広域連合（消防事務を処理するものに限る。以下同じ。）を組織する市を除く。）及び広域連合

<p>者の指定</p> <p>(11) 法第29条第5項において準用する同条第1項の規定による保安教育計画の設定又は変更の認可</p> <p>(12) 法第30条第3項の規定による取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理（(7)の許可に係るものに限る。(13)から(15)までにおいて同じ。）</p> <p>(13) 法第33条第2項の規定による取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理</p> <p>(14) 法第34条第2項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令</p> <p>(15) 法第42条の規定による報告の徴収</p> <p>(16) 法第43条第1項の規定による立入検査等（(1)、(7)及び(9)の許可に係るものに限る。(17)から(20)までにおいて同じ。）</p> <p>(17) 法第45条の規定による緊急措置</p> <p>(18) 法第46条第2項の規定による災害等発生時における報告の徴収</p> <p>(19) 法第47条の規定による災害等発生時における現状変更の指示</p> <p>(20) 法第48条第1項の規定による許可条件の設定</p> <p>(21) 法第52条第1項の規定による公安委員会の意見の聴取</p> <p>(22) 法第52条第2項の規定による公安委員会への通報（(1)、(2)、(7)から(9)まで及び(17)の許可等に係るものに限る。）</p> <p>(23) 火薬類取締法施行令第2条の規定による許可証の返納の受理</p>	
<p>30 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第16条の2第2項の規定による供給設備に係る基準適合命令（(2)の届出に係る施設に係るものに限る。(3)から(5)までにおいて同じ。）</p> <p>(2) 第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p> <p>(3) 第82条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(4) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(5) 第87条第1項の規定による消防長への通報</p>	<p>市町村（広域連合を組織する市町村（坂城町を除く。）を除く。）及び広域連合</p>
<p>30の2 農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。(3)において同じ。）</p> <p>(2) 第4条第7項の規定による条件の付加（(1)の許可に係るものに限る。）</p> <p>(3) 第4条第8項の規定による農地の転用の協議</p> <p>(4) 第4条第9項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会からの意見の聴取（(3)及び(7)の協議に係るものに限る。）</p> <p>(5) 第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタ</p>	<p>上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村及び飯綱町</p>

<p>ールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する行為に係るものを除く。(7)において同じ。)</p> <p>(6) 第5条第3項において準用する第3条第5項の規定による条件の付加((5)の許可に係るものに限る。)</p> <p>(7) 第5条第4項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の協議</p> <p>(8) 第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(9) 第18条第3項の規定による都道府県機構からの意見の聴取</p> <p>(10) 第18条第4項の規定による条件の付加((8)の許可に係るものに限る。)</p> <p>(11) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)、(5)及び(8)の許可、(15)の処分、(17)の代執行及び公告並びに(18)の費用の徴収に係るものに限る。(12)及び(13)において同じ。)</p> <p>(12) 第49条第3項の規定による通知</p> <p>(13) 第49条第5項の規定による損失の補償</p> <p>(14) 第50条の規定による農業委員会又は機構からの報告の徴取((1)から(13)まで及び(15)から(19)までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(15) 第51条第1項の規定による違反転用に対する処分((1)及び(5)の許可並びに(3)及び(7)の協議に係るものに限る。(16)から(19)までにおいて同じ。)</p> <p>(16) 第51条第2項の規定による命令書の交付</p> <p>(17) 第51条第3項の規定による代執行及び公告</p> <p>(18) 第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</p> <p>(19) 第52条の4の規定による農業委員会からの要請の受理</p>	
<p>31 土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にまたがって施行される土地改良事業に係るものを除く。)</p> <p>(1) 第95条第1項の規定による土地改良事業の認可</p> <p>(2) 第95条第3項において準用する第8条から第10条までの規定による決定の通知等</p> <p>(3) 第95条第4項の規定による認可の公告</p> <p>(4) 第95条の2第1項の規定による土地改良事業の変更又は廃止の認可</p> <p>(5) 第95条の2第3項において準用する第8条から第10条まで及び第48条の規定による決定の通知等</p> <p>(6) 第96条において準用する第52条から第52条の4まで、第53条の4、第54条及び第57条の2の規定による換地計画の認可等</p> <p>(7) 第113条の3第1項の規定による工事着手又は完了の届出の受理(第95条第1項に規定する土地改良事業に係るものに限る。(8)から(11)までにおいて同じ。)</p> <p>(8) 第113条の3第2項の規定による工事完了の公告</p> <p>(9) 第122条第2項ただし書の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(10) 第132条第1項の規定による報告の徴収又は検査</p>	市町村

(11) 第134条第1項の規定による違反行為に対する措置命令	
<p>32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の管理の目的で行う捕獲等（国又は県の機関以外の者が行うものに限る。）の許可のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 規則で定める鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等に係るもの</p> <p>イ 第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲等のうち規則で定めるものに係るもの</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による許可申請の受理（(1)の許可に係るものに限る。（3）から(11)までにおいて同じ。）</p> <p>(3) 第9条第4項の規定による有効期間の設定</p> <p>(4) 第9条第5項の規定による許可条件の設定</p> <p>(5) 第9条第7項の規定による許可証の交付</p> <p>(6) 第9条第8項の規定による従事者証の交付</p> <p>(7) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付</p> <p>(8) 第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理</p> <p>(9) 第9条第13項の規定による報告の徴収</p> <p>(10) 第10条第1項の規定による措置命令</p> <p>(11) 第10条第2項の規定による許可の取消し</p> <p>(12) 第19条第1項の規定による飼養の登録</p> <p>(13) 第19条第2項の規定による登録申請の受理（第24条第11項において準用する場合を含む。）</p> <p>(14) 第19条第3項の規定による登録票の交付</p> <p>(15) 第19条第5項の規定による有効期間の更新</p> <p>(16) 第19条第6項の規定による登録票の再交付（第21条第2項において準用する場合を含む。）</p> <p>(17) 第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けの届出の受理</p> <p>(18) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理</p> <p>(19) 第22条第1項の規定による措置命令</p> <p>(20) 第22条第2項の規定による登録の取消し</p> <p>(21) 第24条第1項の規定による販売許可</p> <p>(22) 第24条第3項の規定による有効期間の設定</p> <p>(23) 第24条第4項の規定による許可条件の設定</p> <p>(24) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付</p> <p>(25) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付</p> <p>(26) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理</p> <p>(27) 第24条第9項の規定による措置命令</p> <p>(28) 第24条第10項の規定による許可の取消し</p> <p>(29) 第75条第1項の規定による報告の徴収（(1)及び(21)の許可に係るものに限る。）</p> <p>(30) 第75条第3項の規定による立入検査（(1)、(12)及び(21)の許可等に係るものに限る。）</p>	市町村
<p>33 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第53条第1項の規定による建築の許可</p>	町村

<ul style="list-style-type: none"> (2) 第53条第2項において準用する第52条の2第2項の規定による協議 (3) 第65条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可 (4) 第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取 (5) 第65条第3項において準用する第52条の2第2項の規定による協議 (6) 第79条の規定による許可等の条件の設定((1)及び(3)の許可に係るものに限る。(7)から(11)までにおいて同じ。) (7) 第80条第1項の規定による報告の徴収等 (8) 第81条第1項の規定による監督処分 (9) 第81条第2項の規定による代執行及び公告 (10) 第81条第3項の規定による公示 (11) 第82条第1項の規定による立入検査 	
<p>34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にまたがって施行される土地区画整理事業に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可 (2) 第9条第3項（第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付 (3) 第10条第1項の規定による規準又は規約及び事業計画の変更の認可 (4) 第11条第4項の規定による規約の認可 (5) 第11条第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理 (6) 第11条第8項の規定による公告 (7) 第13条第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可 (8) 第14条第1項の規定による土地区画整理組合の設立の認可 (9) 第14条第2項の規定による土地区画整理組合の設立の認可 (10) 第14条第3項の規定による事業計画の認可 (11) 第20条第1項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の手続 (12) 第20条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理 (13) 第20条第3項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正命令又は通知 (14) 第20条第5項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理 (15) 第21条第3項の規定による公告及び図書の送付 (16) 第21条第4項の規定による公告 (17) 第28条第8項の規定による事業報告書等の受理 (18) 第29条第1項の規定による理事の氏名等の届出の受理 (19) 第29条第2項の規定による公告 (20) 第39条第1項の規定による定款等の変更の認可 (21) 第39条第4項の規定による公告及び図書の送付 	<p>佐久市（(1)から(34)まで及び(40)から(59)までに掲げる事務に限る。）及び町村（(35)から(39)までに掲げる事務に限る。）</p>

- (22) 第39条第5項の規定による公告
- (23) 第45条第2項の規定による土地区画整理組合の解散の認可
- (24) 第45条第5項の規定による公告
- (25) 第49条の規定による決算報告の承認
- (26) 第51条の2第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可
- (27) 第51条の8第1項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による規準及び事業計画の縦覧の手續
- (28) 第51条の8第2項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (29) 第51条の8第3項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正命令又は通知
- (30) 第51条の8第5項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理
- (31) 第51条の9第3項（第51条の10第2項、第51条の11第2項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (32) 第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (33) 第51条の11第1項の規定による区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可
- (34) 第51条の13第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
- (35) 第76条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可
- (36) 第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取
- (37) 第76条第3項の規定による許可条件の設定
- (38) 第76条第4項の規定による原状回復等の命令
- (39) 第76条第5項の規定による代執行及び公告
- (40) 第86条第1項の規定による換地計画の認可
- (41) 第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可
- (42) 第103条第3項の規定による換地処分届出の受理
- (43) 第103条第4項の規定による公告（同条第3項の届出があった場合に限る。）
- (44) 第124条第1項の規定による検査及び措置命令
- (45) 第124条第2項の規定による土地区画整理事業の施行の認可の取消し
- (46) 第124条第3項の規定による公告
- (47) 第125条第1項の規定による検査
- (48) 第125条第2項の規定による検査
- (49) 第125条第3項の規定による措置命令
- (50) 第125条第4項の規定による土地区画整理組合の設立の認可の取消し
- (51) 第125条第5項の規定による土地区画整理組合の総会の招集
- (52) 第125条第6項の規定による投票の実施
- (53) 第125条第7項の規定による議決等の取消し
- (54) 第125条の2第1項の規定による検査
- (55) 第125条の2第2項の規定による検査
- (56) 第125条の2第3項の規定による措置命令

<p>(57) 第125条の2第4項の規定による土地区画整理事業の施行の認可の取消し</p> <p>(58) 第125条の2第5項の規定による公告</p> <p>(59) 第136条第1項の規定による農業委員会及び土地改良区からの意見の聴取</p>	
<p>35 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第12条の規定による路外駐車場の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理</p> <p>(3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第14条の規定による休止等の届出の受理</p> <p>(5) 第18条第1項の規定による報告等の徴収又は立入検査</p> <p>(6) 第19条の規定による是正命令等</p>	町村
<p>35の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による特定路外駐車場の変更の届出の受理</p> <p>(3) 第12条第3項の規定による是正命令</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査又は質問</p>	町村
<p>36 削除</p>	
<p>37 国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項第1号のヲの規定による国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分（河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3の河川工事に係る不動産の登記の嘱託に限る。）</p>	市町村
<p>38 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第3条第2項の規定により県が施行する住宅地区改良事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(3) 第9条第3項の規定による許可条件の設定</p> <p>(4) 第9条第4項の規定による原状回復等の命令</p> <p>(5) 第9条第5項の規定による代執行及び公告</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による試掘等の許可</p> <p>(7) 第22条第2項の規定による許可証の交付</p>	町村
<p>39 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第8条第1項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 第8条第3項（第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件の設定</p> <p>(3) 第10条第2項（第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(4) 第11条（第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p> <p>(5) 第12条第1項本文の規定による変更の許可</p>	市町村

<ul style="list-style-type: none"> (6) 第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理 (7) 第13条第1項の規定による工事完了の検査 (8) 第13条第2項の規定による検査済証の交付 (9) 第14条第1項の規定による許可の取消し (10) 第14条第2項の規定による工事の施行停止又は必要な措置の命令 (11) 第14条第3項の規定による必要な措置の命令等 (12) 第14条第4項の規定による作業の停止命令 (13) 第14条第5項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告 (14) 第15条第1項の規定による宅地造成の工事の届出の受理 (15) 第15条第2項の規定による擁壁等の工事の届出の受理 (16) 第15条第3項の規定による転用の届出の受理 (17) 第16条第2項の規定による必要な措置の勧告 (18) 第17条第1項の規定による宅地所有者等に対する工事の命令 (19) 第17条第2項の規定による宅地所有者等以外の者に対する工事の命令 (20) 第18条第1項の規定による立入検査 (21) 第19条の規定による報告の徴収 	
<p>40 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条の4第1項の規定による建築の許可 (2) 法第7条の5第1項の規定による必要な措置の命令 (3) 法第7条の5第2項の規定による代執行及び公告 (4) 法第7条の6第1項の規定による申出の受理 (5) 法第7条の6第2項の規定による公告 (6) 法第7条の6第3項の規定による買取り (7) 法第7条の6第4項の規定による通知 (8) 法第7条の6第5項の規定による通知の受理 (9) 法第7条の7第1項の規定による賃貸又は譲渡 (10) 法第7条の7第2項の規定による条件の設定 (11) 法第7条の7第3項の規定による契約の解除 (12) 法第7条の7第4項の規定による管理 (13) 法第7条の9第1項の規定による第1種市街地再開発事業の施行の認可（2以上の市町村の区域にまたがって施行される第1種市街地再開発事業に係るものを除く。（15）から（24）まで、（29）から（38）まで、（60）及び（67）から（76）までにおいて同じ。） (14) 法第7条の9第3項（法第7条の16第2項、第11条第4項、第38条第2項、第50条の2第2項、第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取（2以上の市町村の区域にまたがって施行される市街地再開発事業に係るものを除く。（25）から（28）まで、（39）から（44）まで、（59）、（61）から（63）まで、（66）及び（77）から（83）までにおいて同じ。） 	<p>松本市（（13）から（44）まで、（56）及び（59）から（83）までに掲げる事務に限る。）及び町村（（1）から（12）まで、（45）から（55）まで、（57）及び（58）に掲げる事務に限る。）</p>

- (15) 法第7条の15第1項（法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (16) 法第7条の16第1項の規定による規準又は規約及び事業計画の変更の認可
- (17) 法第7条の17第4項の規定による規約の認可
- (18) 法第7条の17第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理
- (19) 法第7条の17第8項の規定による公告
- (20) 法第7条の19第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (21) 法第7条の20第1項の規定による第1種市街地再開発事業の終了の認可
- (22) 法第11条第1項の規定による市街地再開発組合の設立の認可
- (23) 法第11条第2項の規定による市街地再開発組合の設立の認可
- (24) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可
- (25) 法第16条第1項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の手續
- (26) 法第16条第2項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (27) 法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正命令又は通知
- (28) 法第16条第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理
- (29) 法第19条第1項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (30) 法第19条第2項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (31) 法第27条第4項第3号の規定による報告の受理
- (32) 法第27条第8項の規定による事業報告書等の受理
- (33) 法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理
- (34) 法第28条第2項の規定による公告
- (35) 法第38条第1項の規定による定款等の変更の認可
- (36) 法第45条第4項の規定による市街地再開発組合の解散の認可
- (37) 法第45条第6項の規定による公告
- (38) 法第49条の規定による決算報告の承認
- (39) 法第50条の2第1項の規定による市街地再開発事業の施行の認可
- (40) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (41) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可

- (42) 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併又は事業の譲渡等の認可
- (43) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任の承認
- (44) 法第50条の15第1項の規定による市街地再開発事業の終了の認可
- (45) 法第60条第1項ただし書の規定による立入りの許可
- (46) 法第61条第1項の規定による試掘等の許可
- (47) 法第62条第1項の規定による許可証の交付
- (48) 法第62条第2項の規定による許可証の交付
- (49) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可
- (50) 法第66条第2項の規定による施行者の意見の聴取
- (51) 法第66条第3項の規定による許可条件の設定
- (52) 法第66条第4項の規定による原状回復等の命令
- (53) 法第66条第5項の規定による代執行及び公告
- (54) 法第66条第7項の規定による土地の形質の変更等の承認
- (55) 法第66条第8項の規定による施行者の意見の聴取
- (56) 法第72条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社が施行する第1種市街地再開発事業（2以上の市町村の区域にまたがって施行されるものを除く。）に係るものに限る。）
- (57) 法第98条第2項（法第118条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による代執行
- (58) 法第98条第3項の規定による補償金の受領
- (59) 法第99条の3第3項（法第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の承認
- (60) 法第112条の規定による事業代行の開始の決定
- (61) 法第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (62) 法第114条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の実施
- (63) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (64) 法第118条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可（再開発会社が施行する第2種市街地再開発事業（2以上の市町村の区域にまたがって施行されるものを除く。）に係るものに限る。）
- (65) 法第118条の30第1項の規定による事業代行の開始の決定（2以上の市町村の区域にまたがって施行される第2種市街地再開発事業に係るものを除く。）
- (66) 法第124条第3項の規定による措置命令
- (67) 法第124条の2第1項の規定による検査及び措置命令
- (68) 法第124条の2第2項の規定による第1種市街地再開発事業の施行の認可の取消し
- (69) 法第124条の2第3項の規定による公告
- (70) 法第125条第1項の規定による検査
- (71) 法第125条第2項の規定による検査
- (72) 法第125条第3項の規定による措置命令
- (73) 法第125条第4項の規定による市街地再開発組合の設立の

<p>認可の取消し</p> <p>(74) 法第125条第5項の規定による市街地再開発組合の総会の招集</p> <p>(75) 法第125条第6項の規定による投票の実施</p> <p>(76) 法第125条第7項の規定による議決等の取消し</p> <p>(77) 法第125条の2第1項の規定による検査</p> <p>(78) 法第125条の2第2項の規定による検査</p> <p>(79) 法第125条の2第3項の規定による措置命令</p> <p>(80) 法第125条の2第4項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し</p> <p>(81) 法第125条の2第5項の規定による公告</p> <p>(82) 法第133条第1項の規定による管理規約の認可</p> <p>(83) 都市再開発法施行令第4条の2第3項（同令第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認</p>	
<p>41 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第28条の4第3項第5号のイの規定による優良宅地の認定及び適合の証明</p> <p>(2) 第28条の4第3項第6号の規定による優良住宅の認定</p> <p>(3) 第31条の2第2項第14号のハの規定による優良宅地の認定及び適合の証明</p> <p>(4) 第31条の2第2項第15号のニの規定による優良住宅の認定</p> <p>(5) 第62条の3第4項第14号のハの規定による優良宅地の認定及び適合の証明</p> <p>(6) 第62条の3第4項第15号のニの規定による優良住宅の認定</p> <p>(7) 第63条第3項第5号のイの規定による優良宅地の認定及び適合の証明</p> <p>(8) 第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</p>	<p>長野市、松本市及び上田市</p>
<p>42 削除</p>	
<p>43 長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物及び路外駐車場に係るものに限る。）</p> <p>(1) 第16条第1項の規定による特定施設の新築等の届出の受理</p> <p>(2) 第16条第2項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(3) 第16条第3項の規定による完了の届出の受理</p> <p>(4) 第17条の規定による指導及び助言</p> <p>(5) 第18条の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(6) 第21条第2項の規定による適合証の交付</p> <p>(7) 第21条第3項の規定による適合証の返還の請求</p> <p>(8) 第23条第1項の規定による報告の徴収（国、地方公共団体及び第25条第1項の規則で定める公共的団体に対するものを除く。）</p> <p>(9) 第23条第2項の規定による指導及び助言</p> <p>(10) 第24条第1項の規定による立入調査又は質問</p>	<p>長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市（岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市にあつては、建築物（建築基準法第97条の2第1項の政令で定める事務に係るものに限る。）及び路外駐車場に係るものに限る。）</p>
<p>44 農住組合法（昭和55年法律第86号）の規定に基づく事務のうち、</p>	<p>市町村</p>

<p>次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にまたがって設立される農住組合に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第9条第1項の規定による交換分合計画の認可 (2) 第11条において準用する土地改良法第99条、第109条及び第122条の規定による意見の聴取等 (3) 第33条の6の規定による仮理事の選任 (4) 第48条第2項の規定による定款及び事業基本方針の変更の認可 (5) 第67条第1項の規定による設立の認可 (6) 第67条第2項（第48条第3項、第71条第3項及び第72条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出の要求 (7) 第71条第2項の規定による解散の決議の認可 (8) 第71条第5項の規定による解散の届出の受理 (9) 第72条第2項の規定による合併の認可 (10) 第79条の2の規定による清算終了の届出の受理 (11) 第81条の規定による報告の徴収又は資料の提出命令 (12) 第82条第1項の規定による業務又は会計状況の検査 (13) 第82条第2項の規定による業務又は会計状況の検査 (14) 第83条第1項の規定による必要な措置の命令 (15) 第83条第2項の規定による業務の停止又は役員の変更の命令 (16) 第84条の規定による解散の命令 (17) 第85条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による議決等の取消し 	
<p>45 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）及び屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下この項において「条例」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第2項の規定による違反広告物等の除却等の措置 (2) 法第7条第3項の規定による違反広告物等の除却等の措置及びその費用の徴収 (3) 法第7条第4項の規定による違反はり紙、違反はり札等、違反広告旗又は違反立看板等の除却 (4) 法第8条第1項の規定による除却広告物等の保管 (5) 法第8条第4項の規定による保管広告物等の廃棄 (6) 法第8条第5項の規定による売却した代金の売却に要した費用への充当 (7) 法第8条第6項の規定による広告物等の除却等の措置に要した費用の請求 (8) 条例第6条第4号の規定による表示等の許可 (9) 条例第7条第4項（条例第8条第3項、第10条第4項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件の設定 (10) 条例第7条第5項（条例第8条第3項、第10条第4項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付等 (11) 条例第8条第1項の規定による表示等の許可 	市町村

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(12) 条例第10条第1項の規定による表示等の許可(13) 条例第12条第1項の規定による許可の更新(14) 条例第12条の2の規定による点検結果の報告の受理(15) 条例第13条第1項の規定による表示等の廃止の届出及び氏名等の変更の届出の受理(16) 条例第13条第2項の規定による管理者の選任等の届出の受理(17) 条例第13条第3項の規定による承継の届出の受理(18) 条例第14条の規定による許可の取消し(19) 条例第17条第1項の規定による停止、除却等の命令(20) 条例第17条第2項の規定による改造等の命令(21) 条例第18条の規定による除却すべき旨等の告示(22) 条例第18条の2第1項の規定による保管広告物等の返還に必要な事項の告示(23) 条例第18条の2第2項の規定による保管物件一覧簿の作成等(24) 条例第18条の2第3項の規定による保管広告物等の評価及び売却並びにその売却した代金の保管(25) 条例第18条の3第1項の規定による報告等の徴収(26) 条例第18条の3第2項の規定による立入検査又は質問 | |
|---|--|

一部改正〔平成12年条例24号・13年12号・14年15号・15年3号・16年2号・31号・44号・46号・17年49号・18年16号・57号・19年9号・46号・20年7号・34号・37号・21年6号・16号・41号・22年10号・11号・12号・23年6号・26号・24年12号・76号・25年8号・34号・26年14号・19号・40号・44号・27年13号・44号・48号・50号・28年1号・34号・29年2号・26号・30年15号・21号・26号・41号・31年7号・令和2年9号・15号・16号・28号・41号・3年11号・13号・25号・31号・4年5号・15号・17号〕